

日本手話学会 倫理綱領

[基本理念]

日本手話学会は、手話学研究の推進・発展に寄与することを目的とした、手話学研究者の集まりである。したがって、本会はろう者・聴者を問わず、又専門分野の別を問わず、広く手話に関する学術的研究を行う者に門戸を開き、研究発表・研究交流の場を提供する。

[基本倫理]

1. 本学会会員は専門家あるいは一個人として、次の各項を遵守する。
 - (1) 他者の生命、安全、および財産を侵害しない。
 - (2) 他者の人格およびプライバシーを尊重する。
 - (3) 他者の言語および文化を尊重する。
 - (4) 他者の知的財産権および知的成果を尊重する。

[研究活動]

2. 本学会会員は研究への参画に当たり、次の各項を遵守する。
 - (1) 研究への参画にあたり、共同研究もしくは研究協力者に、研究の目的および内容を、手話言語、書記言語、あるいは音声言語で説明するよう努める。
 - (2) 研究への参画にあたり、共同研究者もしくは研究協力者に、身体的・心理的な苦痛や危険、もしくは継続的な被害を与えないよう努める。
 - (3) 研究への参画にあたり、共同研究者もしくは研究協力者の意思を尊重するよう努める。

[知的財産権等]

3. 本学会会員は研究成果の公開に当たり、次の各項を遵守する。
 - (1) 研究成果の公開にあたり、他人の研究成果の剽窃、盗用、あるいはデータのねつ造を行わない。
 - (2) 研究成果の公開にあたり、共同研究者もしくは研究協力者の言語および文化に配慮するよう努める。
 - (3) 研究成果の公開にあたり、共同研究者もしくは研究協力者と、著作権および肖像権について話し合うよう努める。

- (4) 研究成果の公開にあたり、共同研究者もしくは研究協力者がアクセス可能な形で公開するよう努める。

[通訳利用心得]

4. 本学会員は研究成果の公開における通訳の利用にあたり、次の各項を遵守する。
 - (1) 研究成果の本学会大会発表における通訳の利用にあたり、通訳の手配に最大限協力する。
 - (2) 研究成果の本学会大会発表における通訳の利用にあたり、研究成果に関する知識の共有等、通訳の準備に最大限協力する。
 - (3) 研究成果の本学会大会発表時における通訳の利用にあたり、通訳の評価に最大限協力する。

[社会的責任]

5. 本学会印は研究の遂行にあたり、次の各項を遵守する。
 - (1) 手話学の進展により生じる社会的影響について、社会的責任を自覚するよう努める。
 - (2) 手話学の進展により生じる社会的影響について、客観的事実を明らかにし、社会に周知するよう努める。
 - (3) 言語、文化、および学術的立場の多様性を理解し、手話に関わる人の多様性に配慮した自由な討論の場を設けるよう努める。
 - (4) 長期的視野に立ち、手話コミュニティの持続可能な発展に貢献し得る社会的還元を行うよう努める。

[附則]

1. 本綱領は 2011 年 10 月 19 日より施行する。
2. 本綱領の改正は、必要に応じ時限委員会を設置し、これを行う。
3. 手話学研究者として広く研究交流をするためには、ろう者に分かる手話で対話でき、研究発表できること、聴者に分かる書記日本語で論じ、研究論文を書けることが望ましい。もちろん、複雑な議論をするときには、各研究者の母語で話し、信頼できる通訳者を伴って議論した方がよい場合もある。特に手話学を初めて学ぼうとする聴の研究者にとって、高い技術と理

解を持った通訳者の存在は不可欠であるし、論文を初めて書こうとするろうの研究者にとって、高い技術と理解を持った校閲者の存在は不可欠である。しかし、手話学研究を行う仲間である本会会員は、ろう者に分かる手話で自分の研究を発表でき、聴者に分かる書記日本語で自分の研究を論文にできる研究者を理想的手話学研究者像として、これを目指すべきである。